

所得税

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得にかかる税金です。

？ 所得とは？ …… その年の収入金額から、その収入を得るための必要経費を差し引いたもの、又は法律で定められている一定の控除額を差し引いたものをいいます。

1 所得の種類と計算

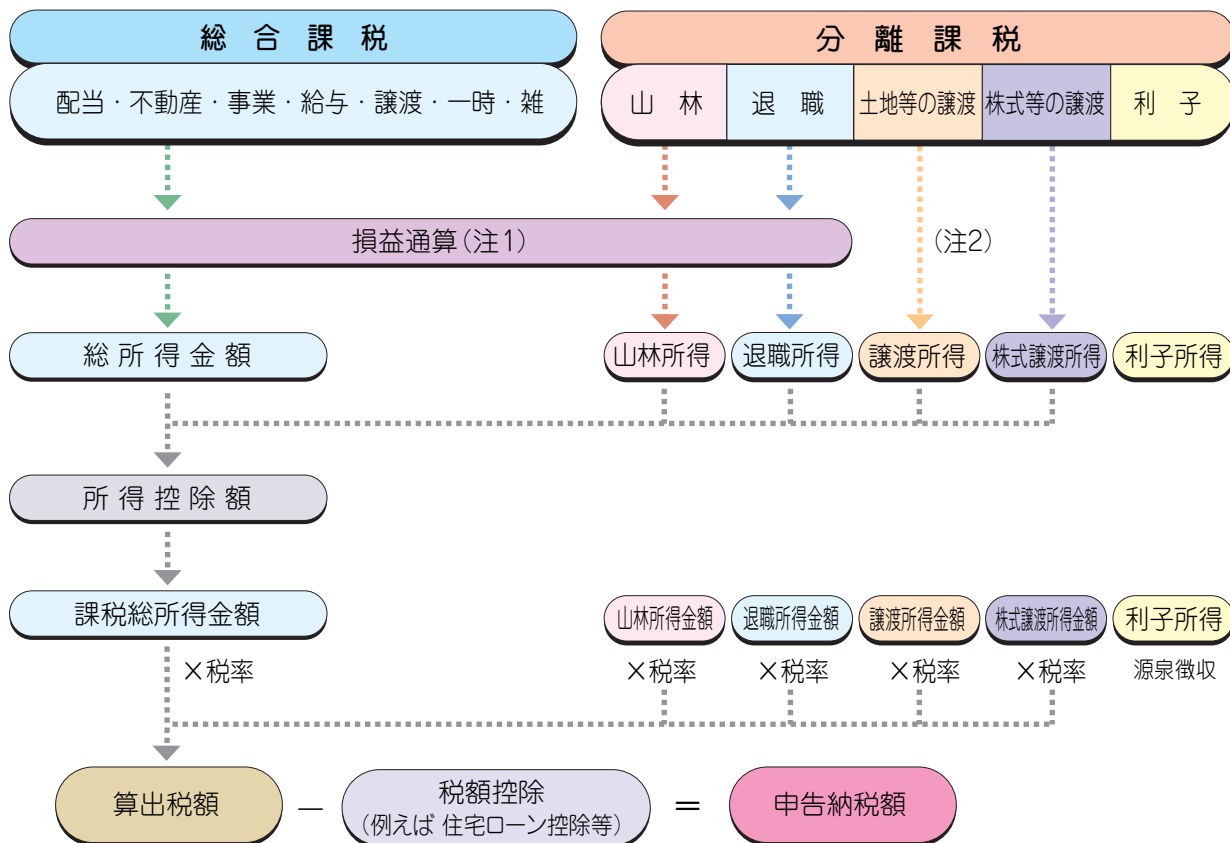
1 所得の種類

所得金額は、次の10種類に区分して計算します。

種類	内容		計算方法
① 利子所得	預貯金・国債などの利子の所得		収入金額 = 所得金額
② 配当所得	株式や出資の配当などの所得		収入金額 - 株式などを取得するための借入金の利子
③ 不動産所得	土地や建物を貸している場合の所得		総収入金額 - 必要経費
④ 事業所得	商工業・農業などの事業をしている場合の所得		総収入金額 - 必要経費
⑤ 給与所得	給料・賃金・ボーナスなどの所得		収入金額 - 給与所得控除額又は特定支出
⑥ 退職所得	退職金・一時恩給などの所得		$(収入金額 - 退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$
⑦ 山林所得	山林の立木を売った場合の所得		総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 *注1
⑧ 譲渡所得	総合課税	ゴルフ会員権などを買った場合	所有期間5年以下 総収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 特別控除額 *注1
			所有期間5年超 $(総収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 特別控除額) \times \frac{1}{2}$ *注1
	分離課税	土地や建物などを買った場合	所有期間5年以下 総収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 特別控除額 *注2
		所有期間5年超 総収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 特別控除額 *注2	
		株式などを買った場合	申告分離課税 総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)
⑨ 一時所得	生命保険の満期一時金・立退料など一時的な所得		$(総収入金額 - 収入を得るために支出した費用 - 特別控除額) \times \frac{1}{2}$ *注1
⑩ 雑所得	公的年金等・生命保険契約等に基づく年金など ①～⑨以外の所得		総収入金額 - 必要経費又は公的年金等控除額

*注1 特別控除額は50万円が限度です。 *注2 特別控除額は収用等、居住用財産の譲渡に限ります。

2 所得税の計算のしくみ



(注1) 不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）することができます。ただし、不動産所得の一部の損失については、損益通算できません。
 なお、平成21年分から、一定の要件の下、上場株式等を譲渡した損失と、上場株式等の配当等による配当所得の金額との損益通算ができることになりました（P.5、P.8参照）。

(注2) 土地等の譲渡については、損益通算ができません。ただし、一定の居住用財産の譲渡損失については、損益通算することができます（P.11参照）。

※詳しくは税理士にご相談ください。

所得税の速算表（平成21年分）			
課税される所得金額（千円未満は切捨て）	税率	控除額	
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円	
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円	
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円	
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円	
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円	
18,000,000円以上	40%	2,796,000円	



2 各種所得

1 利子所得 … 預金・貸付信託などの利子

預貯金や公社債の利子・貸付信託や公社債投資信託の収益の分配金などは、税率 20%（所得税 15%、住民税 5%）の源泉徴収で納税は終了します。

2 配当所得 … 株式配当など

配当等に対する課税は次のとおりです。配当等の金額が少額の場合は申告しないことも選択できます。

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年1月～
上場株式等	配当等× 10% (所得税 7% 住民税 3%)			配当等× 20% (所得税 15% 住民税 5%)
	上場株式等の譲渡損と配当等の損益通算 平成 21 年 1 月～確定申告により分離課税を選択しなければなりません。(P.8 参照) 平成 22 年 1 月～源泉徴収口座内における損益通算が可能となります。			
上場株式等以外	配当等× 20% (所得税) が源泉徴収され、原則として確定申告しなければなりません。			

※詳しくは税理士にご相談ください。

3 不動産所得 … 地代・家賃の収入

地代、家賃など土地や建物の貸付等による所得をいいます。

不動産所得の金額は、その年中の収入金額から固定資産税や減価償却費等の必要経費を控除した金額です。青色申告の承認を受けることにより 10 万円の特別控除を受けることができます。更に事業的規模、その他一定の条件を満たしている場合には、65 万円の特別控除を受けることができます。

不動産所得が赤字の場合、その赤字の金額のうち土地等を購入するための借入金利息に相当する部分については損益通算できません。

4 事業所得 … 商店や工場を経営したら

商工業・自由業などの自営業から生ずる 1 年間の売上（総収入金額）から、仕入・支払家賃・給与等の必要経費を差し引いた金額が事業所得の金額となります。

帳簿を備え付けることを条件に青色申告の承認を受けると、税務上多くの特典を受けることができます。



Q

青色申告をすすめられていますか、どんな特典がありますか？

A

青色申告には次のような特典があります。

- (1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録し、それに基づいて作成した貸借対照表と損益計算書を確定申告書に添付して、提出期限内に提出している場合には 65 万円、それ以外の場合には 10 万円を所得金額から控除することができます。
- (2) 事業に専ら従事している親族に支払った専従者給与は、届出をすることにより必要経費とすることができます。
- (3) 純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後 3 年間にわたり繰り越すことができます。

5 給与所得…給料や賞与

サラリーマンが1年間にもらった給料やボーナスなどの収入金額から給与所得控除額を差し引いた残りの金額が、給与所得の金額となります。

(1) 給与所得控除額

給与所得控除額は、サラリーマンの必要経費などに相当するもので、次のようになります。

給与の年収	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	年収×40%
180万円超 360万円以下	年収×30%+ 18万円
360万円超 660万円以下	年収×20%+ 54万円
660万円超 1,000万円以下	年収×10%+ 120万円
1,000万円超	年収× 5%+ 170万円

(2) 源泉徴収と年末調整

給料やボーナスの支給を受けるときには、所得税が源泉徴収され、一年間に徴収された所得税が年末調整で精算されます。

なお、年の途中で扶養親族に異動があった場合や生命保険料などを支払っている場合も、年末調整で精算されます。

(3) サラリーマンの確定申告

確定申告をしなければならない人

- ① 給料と賞与の年間収入合計額が2,000万円を超える人
- ② 給与所得と退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与をもらっている人 など

確定申告をすれば税金が戻る人

- ① 年の途中で退職し、年末調整を受けていない人
- ② 一定額以上の医療費を支払った人 (P.13 参照)
- ③ 借入金で住宅を新築・増改築又は購入した人 (P.14 参照)
- ④ 災害・盗難・横領の被害に遭った人 (P.13 参照)
- ⑤ 特定の寄付をした人 など



6 退職所得…退職金・一時恩給など

勤務先を退職する際に一時に受け取る退職金（小規模共済の共済金を含む）、一時恩給などを退職所得といいます。長年の功労について一時に課税されるため、他の所得とは別に計算し、税額が軽減されています。

退職所得の計算

$$\text{退職所得金額} = (\text{退職金の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

退職所得控除額は勤続年数によって、次のようになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円未満のときは80万円)
20年を超える場合	800万円+{70万円×(勤続年数-20年)}

※勤続年数は1年未満の端数を切り上げて計算します。

※障害者になったことが原因で退職した場合は、100万円を加算します。

退職の日までに、勤務先に「退職所得の受給に関する申告書」を提出すると、退職金から所得税と住民税が源泉徴収されて納税が終了します。

「受給申告書」を提出しなかった場合は、支給のとき一律20%の所得税が徴収され、この税額の精算は確定申告で行います。

★計算例★

勤続年数 30年 } の場合
退職金 2,000万円 }

$$\{ 2,000\text{万円} - (800\text{万円} + 70\text{万円} \times 10\text{年}) \} \times \frac{1}{2} = 250\text{万円}$$

7 山林所得… 立木を売ったとき

保有期間が5年を超える山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することにより生じる所得を山林所得といいます。山林所得は他の所得と分離して次のように計算します。

山林所得金額 = 総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (最高50万円)
 青色申告の承認を受けることにより、更に10万円を控除することができます。

税額の計算 (課税山林所得金額 × $\frac{1}{5}$ × 税率) × 5

8 譲渡所得… 財産を売ったとき

譲渡所得とは財産を売って得た所得で、その財産の種類や所有期間によって税金の計算が異なります。

● 土地・建物・株式以外の財産を売ったとき…他の所得と総合して税金を計算します。

Q

ゴルフ会員権を買値より安く売って売却損がでたときの税金はどうなりますか？

A

ゴルフ会員権の売却損は、確定申告のときに他の所得から差し引いて税金を計算することができます。ただし、ゴルフ場経営法人が破産した場合など差し引けない場合があります。

● 土地、建物や株式を売ったとき…他の所得と分離して税金を計算します。(「3 譲渡所得の特例」P.8～11参照)

9 一時所得… 生命保険の満期一時金など

生命保険の一時金、クイズの賞金、立退料など一時的な所得を、一時所得といいます。一時所得は次のように計算します。

(総収入金額 - 収入を得るために支出した費用 - 特別控除額 50万円) × $\frac{1}{2}$

なお、満期保険金を受け取った場合でも、一時所得とはならず、雑所得となる場合や贈与税が課税される場合があります。(「5 生命保険金と贈与税」P.19参照)

★計算例★

満期受取保険金700万円
 掛金総額500万円の場合
 (700万円 - 500万円 - 50万円) × $\frac{1}{2}$ = 75万円

ひとくちメモ

保険期間が5年以下の一時払養老保険で一定のものは、20%の源泉分離課税です。

10 雑所得… 年金など

公的年金等、生命保険又は損害保険契約等に基づく年金など、他の所得にあてはまらないものは、すべて雑所得になります。公的年金等とは、国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、適格退職年金などです。

(1) 公的年金等については、公的年金等控除があり、次のように計算します。

公的年金等の雑所得の金額 = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額

(2) 公的年金等以外の雑所得は次のように計算します。

雑所得の金額 = 総収入金額 - 必要経費

公的年金等控除額

▽年齢65歳以上の人		▽年齢65歳未満の人	
年金収入金額	公的年金等控除額	年金収入金額	公的年金等控除額
330万円以下	120万円	130万円以下	70万円
330万円超 410万円以下	年金収入 × 25% + 37.5万円	130万円超 410万円以下	年金収入 × 25% + 37.5万円
410万円超 770万円以下	年金収入 × 15% + 78.5万円	410万円超 770万円以下	年金収入 × 15% + 78.5万円
770万円超	年金収入 × 5% + 155.5万円	770万円超	年金収入 × 5% + 155.5万円

(注) 年齢の判定は、その年12月31日現在(死亡したときは、死亡時)で行います。

3 譲渡所得の特例

土地、建物や株式を売ったときは、他の所得と分離して税金を計算します。

1 株式を売ったとき

株式を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡収入} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

譲渡収入 = 株式の売却価額

取得費 = 株式の購入代金など（実際の購入代金に代えて売却価額の5%とすることもできます。）

譲渡費用 = 株式を購入するために要した借入金の利子でその売却の年中に支払うべきものや、売却のために支出した売却手数料など

譲渡益に対する税率は、上場株式等を証券会社を通じて売った場合は次のとおりですが、非上場株式等を売った場合は20%（所得税15%・住民税5%）になります。

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日から
譲渡所得 × 10% (所得税 7% 住民税 3%)	譲渡所得 × 20% (所得税 15% 住民税 5%)

上場株式等の譲渡に係る特例

上場株式等の譲渡は、他の所得と区分して計算する申告分離課税制度となっています。また、次のような特例が設けられています。

特例	内容
申告不要の特定口座制度	証券会社に一定の要件を満たす特定口座を開設し、その口座内の株式等を譲渡した場合、証券会社を通じて所得税が源泉徴収または還付され、申告は不要です。 特定口座の源泉徴収税率 10%（所得税 7%・住民税 3%） *この税率は平成23年12月31日まで
80%概算取得費	平成13年9月30日以前に取得した上場株式等を譲渡した場合の取得費は、平成13年10月1日の終値の80%とすることができます。 *平成22年12月31日まで
譲渡損の3年間繰越控除	上場株式等を譲渡して損失が生じその年分で控除しきれない場合、翌年以後3年間、株式に係る譲渡所得の金額から繰越控除ができます。
特定管理株式が価値を失った場合	特定管理株式（特定口座で保管されていた内国法人の株式等に限り）が破産手続きの開始等により価値を失った場合、その取得価額を譲渡損失とみなして譲渡所得の金額を計算することができます。ただし、その損失は繰越控除できません。 *証券会社から交付を受けた「価値喪失株式に係る証明書」等の添付が必要です。

※詳しくは税理士にご相談ください。



Q

株式を売って損が出ました。株式の配当所得があるのですが、この損失を控除できますか？

A

平成21年分から、一定の要件の下、上場株式等を譲渡した損失と、上場株式等の配当等による配当所得の金額との損益通算ができることになりました。（P.5参照） *平成21年分は確定申告が必要になります。

2 土地や建物を売ったとき（土地には借地権も含まれます）

土地や建物を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡収入} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

譲渡収入 = 土地建物を売った代金

取得費 = 土地建物の購入代金、不動産登記諸費用（登録免許税を含む）、
不動産取得税など（建物は減価償却費を控除します）

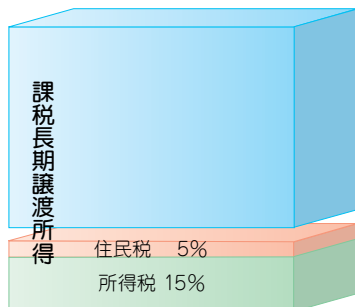
取得費は実際の購入代金に代えて売却価額の5%とすることもできます。

譲渡費用 = 土地建物を売るために支出した仲介料、測量費、収入印紙代など

譲渡所得に対する税金は、譲渡があった年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるか否かにより、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分して計算します。平成21年中の譲渡の場合は、平成15年12月31日以前に取得した土地や建物を売った場合、長期譲渡所得になります。

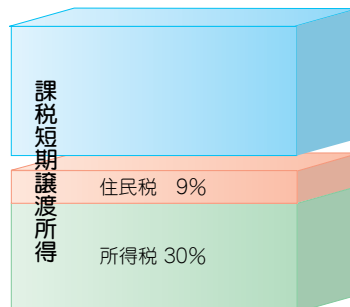
長期譲渡所得の税金 (所有期間が5年超のとき)

課税長期譲渡所得に対して 所得税 15% 住民税 5%



短期譲渡所得の税金 (所有期間が5年以下のとき)

課税短期譲渡所得に対して 所得税 30% 住民税 9%



Q

相続で取得した土地建物を売る
ことになりました。相続税を納め
ただけなのに心配です。税金は
どうなりますか？

A

やはり譲渡所得に対する税金がかかります。長期と短期
の区分は、被相続人（死亡した人）が取得したときから相
続人が譲渡した年の1月1日までの期間で判定します。取
得費は、被相続人が購入したときの代金となります。相続
税の申告期限後3年以内に売った場合は、自身が納付した
相続税額のうち、土地等については相続したすべての土地
等に対する相続税額を、建物についてはその建物に対する
相続税額を、取得費に加算して控除することができます。

Q

平成21年の税制改正で、平成21年1月1日
から平成22年12月31日までに土地等を取得
して、その後譲渡した場合に、特別控除が認め
られるそうですが、どんな内容でしょう？

A

その年1月1日において所有期間が5年を超
える場合、その年中のその譲渡に係る長期譲渡
所得の金額から最大1,000万円を控除できると
いうものです。

※詳しくは税理士にご相談ください。

3 居住用財産を売ったとき

(1) 居住用財産の譲渡所得の特別控除

居住用財産とは、自分が住んでいる家屋とその敷地で国内にあるものをいいます。

次のような居住用財産を売ったときは、譲渡所得の計算上最高3,000万円の特別控除が受けられます。

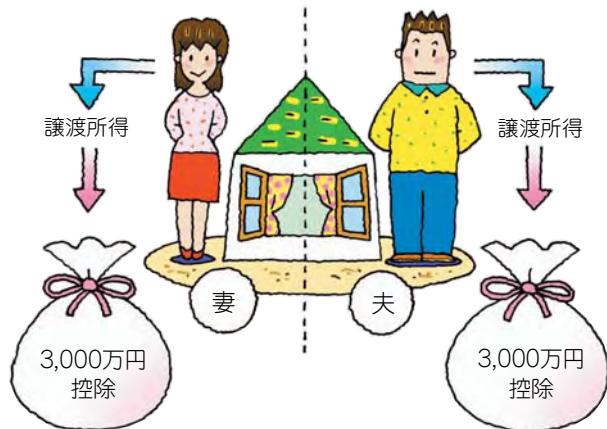
$$\text{課税譲渡所得} = \text{譲渡収入} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - 3,000\text{万円}$$

① 特例の対象となる場合

- 自分の住んでいる家屋を売った場合
- 自分の住んでいる家屋とともに、その敷地を売った場合
- 自分の住んでいた家屋が災害で滅失した後の敷地を、災害の日から数えて3年目の年の12月31日までに売った場合
- 住まなくなった家屋とその敷地を、住まなくなった日から数えて3年目の年の12月31日までに売った場合（平成21年の譲渡は平成18年1月2日以後の転居）

③ 家屋と敷地が共有である場合

例えば、マイホームを夫婦で共有している場合は、その共有持分に応じて譲渡所得を計算しますので、夫と妻各人で条件を満たしていれば、それぞれ3,000万円を控除することができます。



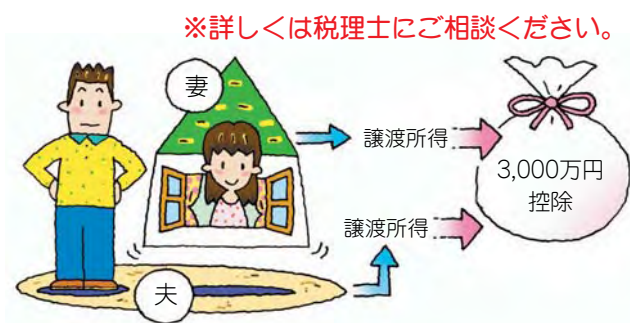
② 特例が受けられない場合

- 売却先が配偶者、直系血族、生計を一にしている親族、内縁など特別関係者である場合
- 他の特例を受ける場合
- 前年又は前々年に、この特例又は居住用財産の買換え（交換）の特例を受けている場合

④ 家屋と敷地の所有者が違う場合

家屋とその敷地を同時に売却し、かつ家屋と敷地の所有者が生計を一にする親族で、同居している場合

例えば、土地の所有者が夫で、家屋の所有者が妻の場合
上記の条件にあてはまれば、特別控除3,000万円について、まず家屋の所有者である妻の譲渡所得から差し引き、まだ控除残額がある場合には土地の所有者である夫の譲渡所得から控除することができます。



(2) 居住用財産を譲渡した場合の税率の軽減

上記(1)①の条件のほか、次の条件に該当する場合は、税額の軽減を受けることができます。

- 売却した年の1月1日で所有期間が10年を超えていること
- 売却先が配偶者、直系血族など特別関係者でないこと
- 居住用財産の買換え（交換）等の特例を受けていないこと
- （居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除や、収用等により譲渡した場合の5,000万円の特別控除の特例は、重ねてこの軽減を受けられます。）
- 前年又は前々年に、この軽減税率の適用を受けていないこと

〈税率〉

課税長期譲渡所得（特別控除後）	
6,000万円までの部分	所得税 10% 住民税 4%
6,000万円超の部分	所得税 15% 住民税 5%

(3) 居住用財産の買換えの特例

居住用財産（譲渡資産）を譲渡し、その代わりに居住用財産（買換資産）を取得した場合には、次のように譲渡所得を計算します。

譲渡資産の譲渡価額 \leq 買換資産の取得価額 → 譲渡はなかったものとされ、将来売却するときまで税金は繰り延べられます。

譲渡資産の譲渡価額 $>$ 買換資産の取得価額 → その超える部分について、長期譲渡所得として課税されます。

- 売却した年の1月1日において、家屋と敷地の所有期間が10年を超える居住用財産であること
- 居住期間が10年以上であること
- 売却した年の前年、その年又はその翌年中に代替りの居住用財産を取得し、取得した年の翌年末までに居住すること
- 平成21年12月31日までに譲渡をしたもの
- 買換資産の面積に一定の要件あり

この特例の適用を受けた場合は、3,000万円の特別控除、居住用財産を譲渡した場合の税率の軽減、住宅借入金等特別控除等の適用を受けることはできません。



どちらかを選択

※詳しくは税理士にご相談ください。

(4) 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

居住用財産を譲渡して損失が生じた場合には、次の要件のもと、その損失を他の所得から控除でき、さらに控除しきれない損失は繰り越すことができます。

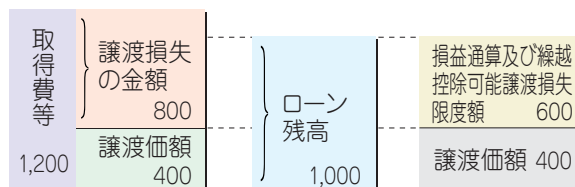
適用要件		居住用財産を買い換えた場合	居住用財産を譲渡して買い換えない場合
譲渡資産	譲渡期間	平成16年1月1日～平成21年12月31日	
	所有期間	譲渡した年の1月1日において5年を超えるもの	
	住宅借入金等	要件なし	譲渡契約をする日の前日に一定の住宅借入金等の残高があること
買換資産	取得期間	譲渡の年の前年～譲渡の年の翌年末まで	要件なし
	床面積制限	居住用部分が50㎡以上	
	住宅借入金等	繰越控除を受けようとする年の12月31日において一定の住宅借入金等の残高があること（住宅ローン控除との併用可）	
譲渡損失の金額		譲渡所得の金額の計算上生じた損失金額	住宅借入金等の残高－譲渡金額＝限度額（下図）
所得制限		繰越控除を受けようとする年分の合計所得金額が3,000万円以下	
繰越控除期間		譲渡した年の翌年以後3年間	

これらの規定は、その年の前年以前3年以内に、これらの規定の適用を受けた場合には、重ねて適用を受けることはできません。また、売却先が配偶者、直系血族、生計を一にしている親族等である場合には適用を受けることはできません。

(注) 確定申告書には一定の記載、一定の書類の添付が必要です。 ※詳しくは税理士にご相談ください。

限度額参考図

譲渡損失の金額と譲渡価額の合計がローンの残高を上回る場合



4 所得控除

種類	内容	控除額	
		所得税	住民税
① 雑損控除 (P.13参照)	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害(詐欺は該当しない)	(損失額-所得の10%) (損失額のうち災害関連支出額)-5万円	いずれか多い額
② 医療費控除 (P.13参照)	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	支払医療費-(医療費を補てんする金額) -(10万円か所得の5%のいずれか少ない額) (最高200万円)	
③ 社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	全額 (国民年金保険料等の支払証明書の添付等が必要)	
④ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者共済掛金	全額 (証明書の添付等が必要)	
⑤ 生命保険料控除	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	最高5万円 (証明書の添付等が必要)	最高3.5万円
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	最高5万円 (証明書の添付等が必要)	最高3.5万円
⑥ 地震保険料控除	居住用の家屋、動産などにかけた地震保険料(旧長期損害保険料を含む)	最高5万円 (証明書の添付等が必要)	最高2.5万円
⑦ 寄附金控除	特定寄附金を支払ったとき。ただし住民税では、自治体、共同募金などに限る	特定寄附金の支払額 } 所得税の40% } いずれか少ない額	-5千円 税額控除 (P.32参照)
⑧ 障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき	1人につき 27万円 特別障害者 40万円	26万円 30万円
⑨ 寡婦控除 (特定の寡婦)	夫と死別・離婚して扶養親族のある人。又は夫と死別し、所得が500万円以下の人	27万円	26万円
	夫と死別・離婚して、かつ所得が500万円以下で子を扶養している人	35万円	30万円
⑩ 寡夫控除	妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人	27万円	26万円
⑪ 勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下の人	27万円	26万円
⑫ 配偶者控除 (P.13参照)	配偶者の所得が一定金額以下のとき (70歳以上…昭和15.1.1以前の生まれ)	一般控除対象配偶者 38万円 /(同居特別障害者) 73万円 老人控除対象配偶者(70歳以上) 48万円 /(同居特別障害者) 83万円	33万円 56万円 38万円 61万円
⑬ 配偶者特別控除 (P.13参照)	配偶者の所得が一定金額以下のとき	最高38万円	最高33万円
⑭ 扶養控除	親族の所得が一定金額以下のとき (16歳以上23歳未満…昭和62.1.2から平成6.1.1生まれまで) (70歳以上…昭和15.1.1以前の生まれ)	一般扶養親族 38万円	33万円
		/(同居特別障害者) 73万円	56万円
		特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満) 63万円	45万円
		/(同居特別障害者) 98万円	68万円
		老人扶養親族(70歳以上) 48万円	38万円
		/(同居特別障害者) 83万円	61万円
同居老親等(70歳以上) 58万円	45万円		
/(同居特別障害者) 93万円	68万円		
⑮ 基礎控除	本人の控除	38万円	33万円

サラリーマンの場合、①、②、⑦の適用を受けるためには、確定申告をしなければなりません。

電子申告を利用した場合、①～⑦の証明書の提出を省略することができます。この場合には確定申告期限から3年間、これらの書類の保存が必要です。

医療費控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払ったときは、所得金額から200万円を限度としての控除（医療費控除）を受けることができます。

$$\text{医療費控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{1年間に支払った} \\ \text{医療費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で補てん} \\ \text{される金額} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{10万円又は所得金額の5\%} \\ \text{(いずれか少ない金額)} \end{array}$$

控除の対象に含まれる例	控除の対象に含まれない例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 診察代 ・ 治療に必要な医療品の購入代 ・ 出産費用 ・ 通院のための交通費 ・ 治療のためのマッサージ料 ・ 入院代として支払う部屋代や食事代 ・ 医師が発行した「おむつ使用証明書」のあるおむつ代 ・ 介護保険制度の下で提供される一定の施設、居宅サービスの費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美容目的の整形手術の費用 ・ 健康診断の費用（健康診断の結果、重大な疾病が発見され、継続治療を受ける場合は控除対象） ・ 自家用車で通院する場合の駐車料金など ・ 治療を受けるために直接必要としない眼鏡や補聴器などの購入費用 ・ サプリメントなど

控除を受けるには、確定申告書に領収書や費用証明書の添付等が必要です。

雑損控除

地震、風水害、火災又は盗難・横領（詐欺は含まれません）により住宅や家財その他生活に通常必要な資産に損害を受けたときは、確定申告により、所得金額からの控除（雑損控除）を受けることができます。

また、住宅や家財の損失については、一定の要件のもとに、雑損控除にかえて「災害減免法」による所得税の軽減・免除を受けることもできます。

※詳しくは税理士にご相談ください。



配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者控除

配偶者の合計所得金額が38万円（給与収入では103万円）以下のときは、配偶者控除として38万円を差し引くことができます。

控除を受ける要件は、次のとおりです。

- (1) 他の人の扶養親族になっていないこと
- (2) 事業専従者給与等を受けていないこと

配偶者特別控除

配偶者控除の対象とならない人（給与収入では103万円超）でも、合計所得金額が76万円（給与収入で141万円）未満であれば、配偶者特別控除として、最高38万円を差し引くことができます。

ただし、控除を受ける本人の合計所得金額が、1,000万円以下である場合に限りです。

配偶者控除と配偶者特別控除の早見表

配偶者の給与収入	配偶者控除	配偶者特別控除
103万円以下	38 (33)	0 (0)
105万円未満	0 (0)	38 (33)
110万円 /	0 (0)	36 (33)
115万円 /	0 (0)	31 (31)
120万円 /	0 (0)	26 (26)
125万円 /	0 (0)	21 (21)
130万円 /	0 (0)	16 (16)
135万円 /	0 (0)	11 (11)
140万円 /	0 (0)	6 (6)
141万円 /	0 (0)	3 (3)
141万円以上	0 (0)	0 (0)

※()内は、住民税の控除額です。 (単位:万円)
 ※配偶者控除と配偶者特別控除を重ねて受けることはできません。



5 税額控除

1 配当控除

株式の配当を申告した場合に、次の金額が所得税額から控除されます。

申告した配当所得金額×10%＝控除額（ただし課税総所得金額1,000万円超の部分は5%）

なお、平成21年1月1日以後に申告分離課税を選択した場合には配当控除の適用はありません。

2 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

- (1) 借入金で新築又は中古の居住用家屋を取得したときや増改築をしたときは、家屋と土地等についての年末借入金残高に応じて、次の金額が所得税額から控除されます。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最高控除額/年
平成21年～22年	10年間	5,000万円	1.0%	50万円
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%	40万円
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%	30万円
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%	20万円

- (2) 「認定長期優良住宅」※の新築又は建築後使用されたことのないものの取得をしたときは、次の金額が所得税額から控除されます。

※「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成21年6月4日施行）に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの（いわゆる「200年住宅」）

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最高控除額/年
平成21年～23年	10年間	5,000万円	1.2%	60万円
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	40万円
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	30万円

☆住宅ローン控除の適用がある者のうち、所得税額から控除しきれない金額がある場合は、翌年度分の個人住民税額から税額控除できることとなりました。

- (3) 住宅ローン控除の対象となる増改築等のうち、一定のバリアフリー改修工事及び省エネ改修工事に該当する場合は、(1)に代えて次の特別控除を適用することができます。

改修時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最高控除額/年	
平成19年4月1日～ 平成25年12月31日	5年間	1,000万円	I.一定の改修工事費用 (200万円を限度)※	2.0%	12万円
			II. I以外の増改築工事 費用	1.0%	

※一定のバリアフリー改修工事の場合、工事費用から補助金等を控除した金額に相当する住宅借入金等の年末残高。

適用を受けるための要件

- 取得又は増改築等をした日から6か月以内に居住すること
- 住宅の床面積が50m²以上で取得又は増改築後の家屋の床面積の $\frac{1}{2}$ 以上が居住用であること
- 借入金は償還期間が10年以上〔(3)の場合は5年以上〕であること
- 中古住宅の場合、築後20年以内（耐火建築物の場合25年以内）であること、または昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合するものであること
- 増改築の場合、その費用が100万円〔(3)の場合は30万円〕を超えること

- その年の合計所得金額が3,000万円以下であること
- 居住用財産を譲渡した場合の特例（3,000万円特別控除・軽減税率・買換えなど P.10、11参照）を受けていないこと

☆サラリーマンは、翌年から年末調整で控除が受けられます。

申告に必要な添付書類

- ①借入金の年末残高等証明書
- ②住民票の写し
- ③家屋・土地の登記事項証明書（登記簿謄本）
- ④売買契約書、建築工事請負契約書などの写し
- ⑤建築確認通知書の写し又は増改築工事証明書
- ⑥サラリーマンの場合は、給与所得の源泉徴収票



3 住宅耐震改修費用に係る税額控除

平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、一定の計画区域（注）内において、建築基準法の旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された居住用の家屋を、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事（住宅耐震改修）をした場合には、「控除の対象となる金額」の10%相当額（最高20万円）をその年の所得税額から控除できます。

（注）一定の計画区域とは、地方公共団体が定めた住宅耐震改修促進計画の区域等に限定されていますので、事前に確認してください。

※詳しくは税理士にご相談ください。

4 特定の改修工事をした場合の税額控除の創設

既存住宅について一定のバリアフリー改修工事・省エネ改修工事をし、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に、居住の用に供した場合の特別控除が創設されました。

（最大控除額：20万円、太陽光発電装置設置の場合には30万円）

5 認定長期優良住宅の新築等をした場合の税額控除の創設

認定長期優良住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に、居住の用に供した場合の特別控除が創設されました。

（最大控除額：100万円、1年繰越可）

※④・⑤の税額控除は、②の特別控除（P.14）との選択適用となります。

※いずれの税額控除も適用を受けるためには、要件があります。

※③・④・⑤は、「控除の対象となる金額」に一定の限度額があります。

※詳しくは税理士にご相談ください。